

議案第 7 号

おいらせ都市計画区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

おいらせ都市計画区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ都市計画区域の指定に伴い、町関係条例の所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ都市計画区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例

(おいらせ町手数料条例の一部改正)

第1条 おいらせ町手数料条例（平成18年おいらせ町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表（40）の項中「又は第2項」を削り、同表（42）の項中「市街化調整区域内等」を「用途地域以外」に改め、同表（44）の項を削り、同表中

「

<p>(45) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>イ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合 1,700円</p> <p>ロ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha未満のものである場合 1,700円</p> <p>ハ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物</p>
--	------------------------------	--

		<p>で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha以上のものである場合 2,700 円</p> <p>ニ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、その他のものである場合 17,000 円</p>	
(46) 都市計画法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙 1 枚につき	470 円

」を

「

(44) 都市計画法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	<p>イ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合 1,700 円</p> <p>ロ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物</p>	
---	-----------------------	--	--

		<p>で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha未満のものである場合 1,700 円</p> <p>ハ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha以上のものである場合 2,700 円</p> <p>ニ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、その他のものである場合 17,000 円</p>	
(45) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	470円
(46) 建築基	特定用途制限	敷地の面積が0.1ha未満の場合	

<p>準法第 49 条 の2に規定す る 特定用途 制限地域内 における特 例許可申請 に対する審 査</p>	<p>地域内におけ る 特例許可申 請手数料</p>	<p>6,900円 敷地の面積が0.1ha以上0.3ha 未満の場合 18,000円 敷地の面積が0.3ha以上0.6ha 未満の場合 39,000円 敷地の面積が0.6ha以上1.0ha 未満の場合 69,000円 敷地の面積が 1.0ha 以上の場 合 97,000 円</p>
---	------------------------------------	---

」に

改める。

(おいらせ町公園条例の一部改正)

第2条 おいらせ町公園条例（平成18年おいらせ町条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「八戸北丘陵下田公園」を「下田公園」に改める。

(おいらせ町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の廃止)

第3条 おいらせ町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成18年おいらせ町条例第157号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において、都市計画法第20条第1項の規定によるおいらせ町都市計画区域の決定の告示の日から施行する。

(おいらせ町手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例第1条の施行前にした都市計画法第43条による許可申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。